

2024年10月

Contents

I. 【メキシコ】労働搾取禁止規制の改正

I. 【メキシコ】労働搾取禁止規制の改正

1. はじめに

2024年6月7日、メキシコの改正された労働搾取禁止規制が公布され翌日より施行されるに至った。本稿では、この改正労働搾取禁止規制の要点を簡潔に解説する。

2. 改正の概要

メキシコの労働搾取禁止規制は刑事法である人身売買等禁止法(*Ley General para Prevenir, Sancionar y Erradicar los Delitos en materia de Trata de Personas y para la Protección y Asistencia a las Víctimas de estos Delitos*¹(以下、「法」という))の一部である。法は「権力の濫用」を禁止(法13条及び16条)しており、雇用の文脈では「権力関係」が認められる(法4条12号)。

2024年6月7日以前より労働搾取禁止規制は存在し、(1)危険又は不健康な環境・条件での不当かつ不適切な労働の強制、(2)提供された労務と労働者に支払われる対価の間の如実な不均衡、及び(3)法定賃金を下回る賃金支払いが「労働搾取」にあたり、刑事罰の対象とされていた(法21条1号から3号)。改正により、これらの既存類型に加え、法律で許容された労働時間を上回る労働の強制も「労働搾取」の類型として追加され、刑事罰の対象となった(法21条4号)。

上記のとおり、根拠法令は刑事法であるため、違反行為は刑事訴追の対象となる。労働者による告訴等は不要であり、検察当局は職権で調査を開始できるが、労働者による労働当局に対する苦情等が端緒となって調査が開始されることも予想される。

¹ 原文は[こちら](#)で閲覧可能

違反行為に対する制裁は、原則として、5,000UMA²から50,000UMA(約435万から4,350万円³)の罰金又は3年から10年の禁錮であるが、先住民等に対する労働搾取の場合には罰金及び禁錮のいずれも上乘せられる(法21条)。また、いわゆる両罰規定を定める連邦刑法(*Código Penal Federal*)の11条に基づき、法人に対して業務停止、公共入札参加資格の停止や解散命令等の制裁が下されう。

3. 改正を踏まえて求められる対応

「法律で許容された労働時間を上回る労働の強制」が禁止されているため、前提として連邦労働法上の労働時間規制⁴を理解するとともに、勤務の実態を把握する必要がある。特に、連邦労働法が一日ごとの法定労働時間と週ごとの法定労働時間を定めていること及び日中勤務時間、夜間勤務時間、混合勤務時間という概念が存在し、それぞれにおける法定労働時間が異なることに注意が必要である。加えて、法定労働時間については現在改正が議論されており、具体的には週の法定労働時間を短縮することが検討されていることにも注意が必要である。従業員の勤務実態が把握できていない場合には、法定労働時間を超過しているおそれや例外的かつ限定的に認められるべき時間外労働が常態化しているおそれがあるため、早期に実態を把握し必要に応じて是正をすべきである。

雇用契約又は就業規則において時間外労働についての然るべき定めを設けるとともに、時間外労働が実施されるための手続を整備することや、時間外労働が提供された場合には、法の要求に従い適切な割増賃金を適時に支払い、その記録を上記の手続に関する書面と併せて適切に保管することが推奨される。

4. おわりに

以上のとおり、改正労働搾取禁止規制は元々連邦労働法において定められていた労働時間に関するルールの遵守を求めるものである。検察当局が立証責任を負担することを踏まえると、実際に訴追され刑事責任が生じるに至るリスクは大きくないであろうという見方もあるようであるが、結果的に訴追には至らない場合でも調査が開始すれば対応せざるを得ず、その負担は相当のものとなるであろう。また、このような改正は、使用者に対する労働時間規制遵守の徹底を求めるメッセージとも評価でき、労働者との間の労働訴訟においても考慮されう。したがって、連邦労働法上の労働時間規制の遵守状況を確認するとともに、今後の改正の動向についても注視することが推奨される。

【メキシコ】
弁護士 西山 洋祐

² *Unidad de Medida y Actualización* という、法令上支払われるべき金額を算出するための経済単位であり、2024年現在、

UMAは[こちら](#)に記載のとおり1UMA=108.57メキシコペソである。

³ 1メキシコペソ=8円で円換算している

⁴ 連邦労働法上の労働時間規制の詳細については[こちらの記事](#)を参照されたい

-
-
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。

 - 本ニュースレターの編集担当者は、以下のとおりです。
弁護士 福家 靖成 (yasunari.fuke@amt-law.com)
弁護士 安西 明毅 (akitaka.anzai@amt-law.com)
弁護士 池田 孝宏 (takahiro.ikeda@amt-law.com)
弁護士 高橋 玄 (gen.takahashi@amt-law.com)

 - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。

 - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。

アンダーソン・毛利・友常 法律事務所

www.amt-law.com